

3点セットを閲覧される皆様へ

民事執行法の改正により、入札の制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

そのため、入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。なお、入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

①（個人・法人を問わず）暴力団員等に該当しない旨の陳述書

及び

②（個人の場合）住民票、若しくは（法人の場合）資格証明書

更に宅地建物取引業者の方は、③宅地建物取引業の免許証写しの提出も併せてお願いします。

詳しくは、青森地方裁判所八戸支部執行官室（☎ 0178-22-4697）にお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 11 日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 沼 尾 和 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 11 月 6 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 11 月 13 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 青森地方裁判所八戸支部
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 12 月 11 日 午後 1 時 10 分 青森地方裁判所八戸支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 11 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 11 月 21 日 午後 5 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書（ただし、入札期間終了前までに、裁判所口座に現実に入金されたものに限る）。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 11 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	545,000 436,000		109,000	19,652	0
備考					



物 件 目 録

1 所 在 八戸市大字鮫町字鮫 5 2 番地

家屋 番号 5 2 番

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 7 0 . 3 8 平方メートル
2 階 3 0 . 6 3 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 7 3 . 7 0 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 16 日

青森地方裁判所八戸支部

裁判所書記官 沼 尾 和 樹

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件建物のために、その敷地（地番 5 2 番，所有者 B）につき使用
借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 八戸市大字鮫町字鮫 5 2 番地

家屋 番号 5 2 番

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 7 0 . 3 8 平方メートル
2 階 3 0 . 6 3 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 7 3 . 7 0 平方メートル



010

令和 7 年（ヌ）第 1 号
令和 7 年 1 月 31 日 受理
令和 7 年 2 月 27 日 提出
（評価人 久保田 新）

現況調査報告書

青森地方裁判所八戸支部
執行官 堀 川 浩 二

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 八戸市大字鮫町字鮫 5 2 番地
家屋 番号 5 2 番
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 0 . 3 8 平方メートル
2 階 3 0 . 6 3 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
建物	物件 1	
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☒ 床面積 : 1階約73.70㎡	
物件目録にない	☒ ない	
附属建物	☐ ある ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :	
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
その他の事項		
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり	
土地建物位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況 (物件 1 関係)		
所 在	八戸市大字鮫町字鮫	
地 番	5 2 番	
地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐	
地 積	520.61 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)	
所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (B)	
そ の 他 の 事 項		
☒ 関係人 (☒ A (建物所有者)) の陳述) / ☐ 提示文書 () の要旨		
占 有 権 原	☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占 有 開 始 時 期	昭和56 年 8 月 1 5 日	
最 初 の 契 約 日	昭和56 年 8 月 1 5 日	
契 約 等 期 間	年 月 日 から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更 新 の 種 別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現 在 の 契 約 等 期 間	平成31 年 4 月 2 7 日 から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
契 約 等 貸 主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ()	
当 事 者 借 主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 ()	
地 代 ・ 支 払 時 期 等	毎 金 円 (毎 限 分 支 払)	
地 代 前 払	☐ ない ☐ ある (金 円 分 まで)	
敷 金 ・ 保 証 金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特 約 等		
地 代 滞 納	☐ ない ☐ ある (令和 年 月 日 現 在 金 円)	
契 約 解 除	☐ ない ☐ ある ()	
訴 訟 提 起 等	☐ ない 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある ☐ 係属中 ☐ 終局 ()	
そ の 他		
執 行 官 の 意 見	☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
☒ A (債務者)	1 物件1建物は私の居宅として使っています。私以外の人が使っている部分はありません。 2 物件1建物は目的外土地（地番52番）に建っていますが、これは私の夫の父親Bのもので、そこに私の夫が物件1建物を建てました。Bとの間で土地の使用料等の金銭の取決めはありませんでした。その後夫が亡くなって私が物件1建物を相続しましたが、土地の使用料等の話はありません。 3 物件1建物の玄関前にある物置は私の物です。物件1建物で使っている家財を入れて使っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 関係人の陳述及び現況にてらし、2、3枚目記載のとおりと認める。
- 2 物置は、基礎がなく、移動可能であることから工作物と認めた。当該物置は、本件建物と所有者が同一であり、物件1建物の常用に供されてきたことから、本件建物の従物と判断し、本競売目的物と認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
7 年 1 月 31 日 (金) 16 : 30	法務局八戸支局	土地建物登記事項証明書等受理
7 年 2 月 7 日 (金) 13 : 30 - 13 : 40	物件所在地	現地確認/立入のため臨場/不在/概測/写真撮影 (外部)
7 年 2 月 14 日 (金) 11 : 30 - 12 : 10	物件所在地	立入のため臨場/関係人と面談/概測/写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

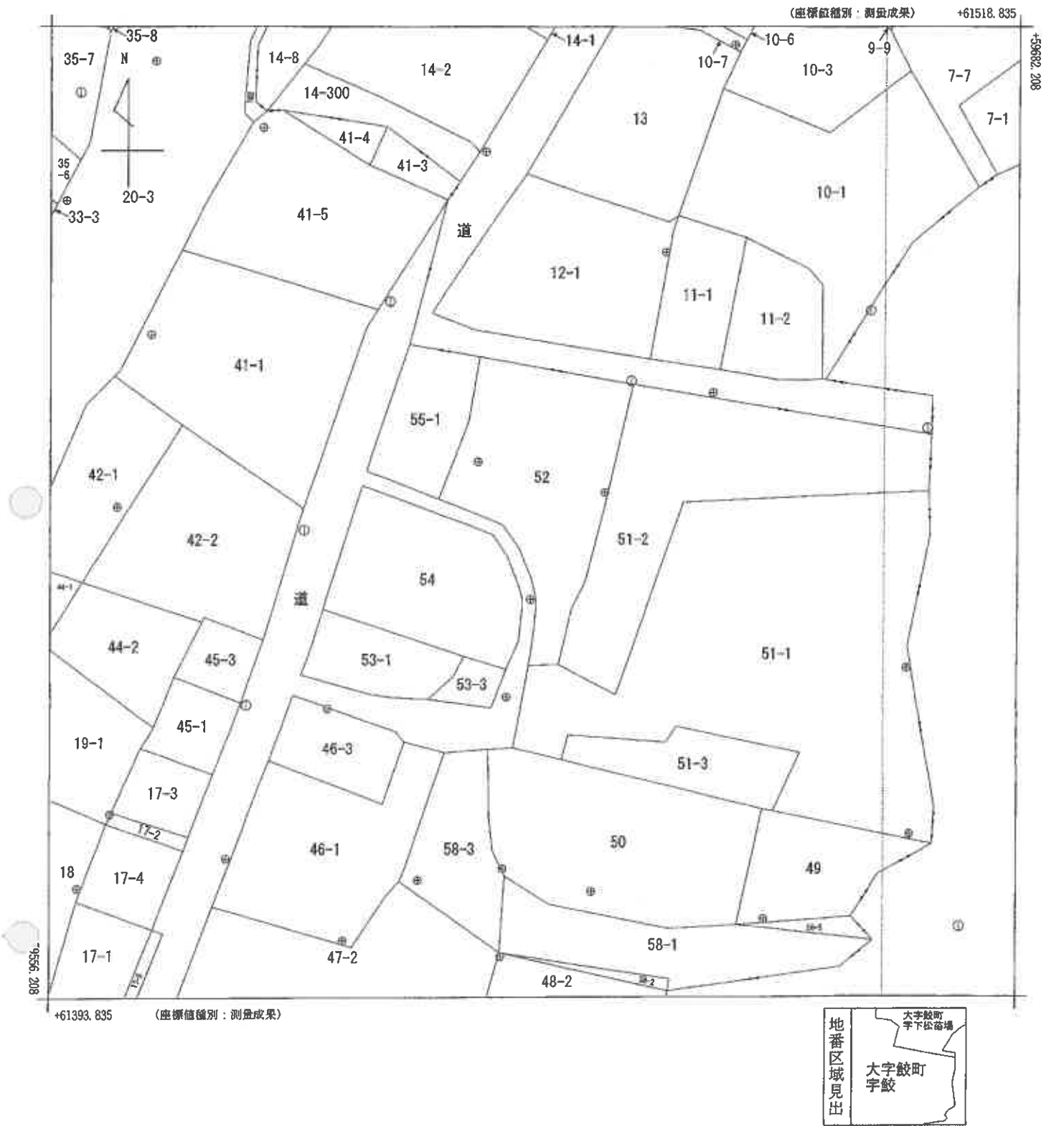
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 7 年 2 月 14 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人八戸市職員Cを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部	所在	八戸市大字鮫町字鮫				地番	52番			
出力尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成30年9月28日				備付年月日(原図)	平成30年10月17日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年1月31日
青森地方法務局八戸支局
登記官

令和7年1月31日
青森地方法務局八戸支局

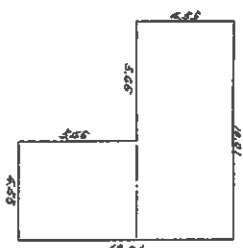
အမှတ် ၂၈၈၊ ၂၈၉

面圖 平面圖 物階 建各

八戸市大字鮫町字鮫52

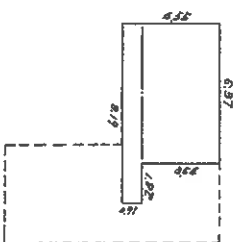
0230386

工階平面図

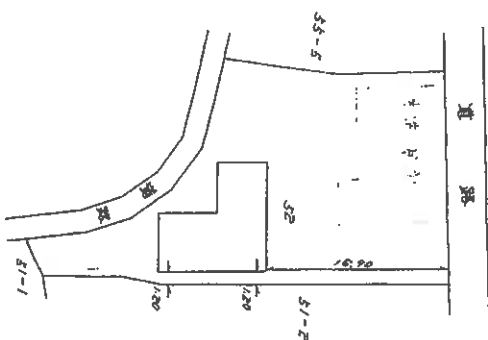


1.	4.55	x	10.01	=====	45.5055
2.	5.66	x	4.55	=====	24.8530
	$\frac{5}{6}$	x	=====	=====	70.3885

2 醫 平 面 図



1.	366	x	6.37	=	231868
2.	891	x	8.12	=	74429
	<u>17</u>			=	30.6397



(日期)

製作者

156年8月18日作製)

縮尺 1/250

車 體 人

(日本土地区画整理士会連合会(用紙))

756.8.20

糖

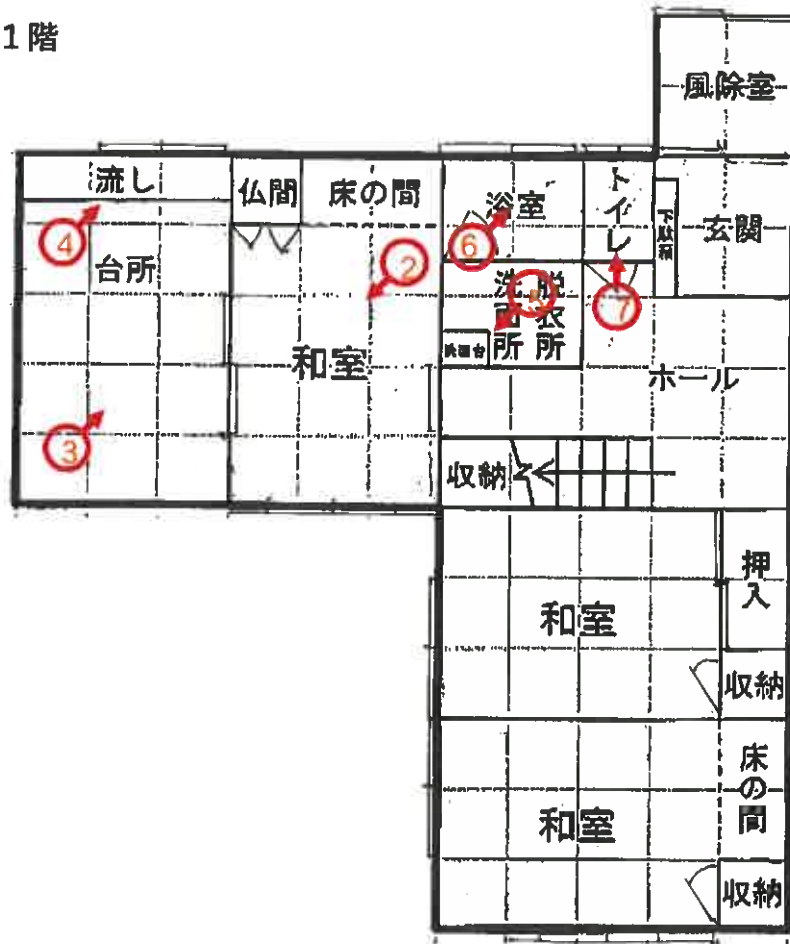
~~1/500~~

土地建物位置関係図



建物間取図

1 階



2 階



S = 1 / 100

写真撮影地点



(10 枚目)

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



写真番号 6



写真番号7



写真番号8



令和 7年（ヌ）第 1 号
令和 7年02月14日現地調査
令和 7年02月28日評 価

青森地方裁判所 八戸支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

久保田新

第1 評 価 額

評 価 額	
物件 1 (建物)	金 5 4 5, 0 0 0 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	八戸市大字鮫町字鮫 5 2 番地 5 2 番 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 7 0 . 3 8 m ² 2階 3 0 . 6 3 m ²	同左 同左 同左 同左 約 7 3 . 7 0 m ² 同左
特 記 事 項			
【目的外土地の概要】 所 在：八戸市大字鮫町字鮫 地 番：5 2 番 地 目：宅地 地 積：5 2 0 . 6 1 m ² 所 有 者：B			

第4 目的物件の位置・環境等

○ 物件1 (建物) の概況及び利用状況等

区 分	主である建物 家屋番号 5 2 番
建築時期 及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日 (登記記載) 昭和56年8月15日新築 経過年数 約44年 経済的残存耐用年数 約0年
仕 様	構 造 木造 屋 根 亜鉛メッキ鋼板 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス貼、石膏ボード 外 天 井 敷目張天井、石膏ボード 外 床 タタミ、塩ビシート 外 設 備 電気、給排水、衛生 (水洗式)。但し、設備の動作確認は行 なっていないので、正常に稼働するか否かは不明。 そ の 他 特になし
床面積 (現況)	1 階 約73.70㎡ 2 階 30.63㎡ 延床面積 約104.33㎡ 増改築 1階風除室部分が増築されているが、増築年月日等是不詳。
現況用途等	現況用途 居宅 間取り (附属資料「4 建物間取図」参照)
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	建物所有者が所有権に基づき、居宅として使用し、占有している。
特 記 事 項	① 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ② 八戸市建築指導課において確認したところ、昭和56年7月に建築確認を受けているが、検査済証の交付はされていない。 ③ スチール製物置 (工作物) については、基礎がなく、移設可能であることから工作物と認定した。また、当該物置は、本件建物と所有者が同一であり、物件1建物の常用に供されていることから、本件建物の従物と判断し、本件競売の対象物とするのを相当と考える。

○ 目的外土地の概況及び利用状況等 (物件 1 の敷地)

位 置 ・ 交 通	J R 八 戸 線 「 鮫 」 駅 の 北 東 方 ・ 道 路 距 離 約 6 2 0 m (附 属 資 料 「 1 位 置 図 」 参 照)	
付 近 の 状 況	当 該 物 件 を 含 む 地 域 は 、 八 戸 市 東 部 郊 外 、 中 規 模 一 般 住 宅 が 建 ち 並 ぶ 八 戸 港 に 近 い 既 成 住 宅 地 域 。 土 地 利 用 状 況 は 、 画 地 規 模 2 0 0 ～ 3 0 0 m ² 程 度 の 敷 地 に 戸 建 住 宅 が 標 準 的 で 、 将 来 と も 当 分 は 現 状 の ま ま 推 移 し て い く も の と 予 想 さ れ る 。	
公 法 上 の 規 制 等 (道 路 の 幅 員 等 の 個 別 的 な 規 制 を 考 慮 し な い 一 般 的 な 規 制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市 街 化 区 域 第 1 種 住 居 地 域 指 定 6 0 % 指 定 2 0 0 % 、 基 準 1 6 0 % 指 定 な し 特 に な し
画 地 条 件 (規 模 、 形 状 等)	規 模 形 状 幅 × 長 さ	5 2 0 . 6 1 m ² (公 簿 面 積) 不 整 形 約 2 0 . 0 m × 約 2 4 . 0 m
接 面 道 路 の 状 況	北 側 で 有 効 幅 員 約 3 . 5 m の 舗 装 市 道 (建 築 基 準 法 第 4 2 条 第 2 項 道 路) と 0 ～ 1 . 5 m 高 く 、 南 西 側 で 幅 員 約 1 . 5 m の 未 舗 装 道 路 (建 築 基 準 法 外 道 路) に ほ ぼ 等 高 に 接 面 す る 二 方 路 地 。	
土 地 の 利 用 状 況 等	建 物 所 有 者 が 下 記 占 有 権 原 に 基 づ き 、 物 件 1 の 敷 地 と し て 使 用 し 、 占 有 し て い る 。 (附 属 資 料 「 3 建 物 配 置 図 」 参 照) ・ 占 有 範 囲 : 全 部 (5 2 0 . 6 1 m ²) ・ 占 有 権 原 : 使 用 借 権 ・ 占 有 開 始 時 期 : 昭 和 5 6 年 8 月 1 5 日 (建 物 新 築 時) (期 間 の 定 め な し) ・ 現 在 の 契 約 等 : 平 成 3 1 年 4 月 2 7 日 か ら 期 間 の 定 め な し ・ 貸 主 : 土 地 所 有 者 B ・ 借 主 : 建 物 所 有 者 A	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あ り な し (但 し 、 前 面 道 路 に 本 管 が 有 り 引 込 可) あ り
特 記 事 項	① 前 面 道 路 の 幅 員 が 4 m 未 満 で あ る た め 、 前 面 幅 員 が 3 . 5 m で 間 口 が 2 0 m の 場 合 、 約 5 m ² の セ ッ ト バ ッ ク を 要 す る 。 ② 八 戸 市 津 波 ハ ザ ー ド マ ッ プ に お い て 、 津 波 想 定 浸 水 区 域 0 . 5 m ～ 3 . 0 m 未 満 の 区 域 に 含 ま れ て い る 。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①物件1 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、従物の物置については、規模が小さいため、物件1に含めて価格を査定している。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
1	139,000	104.33	0.02	290,000

ウ、現価率

経過年数、経済的残存耐用年数、観察減価及び中古建物の市場性減価、残価率を下表のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を以下のとおり査定した。

物件 番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	観察減価及び中古 建物の市場性減価	残価率	現価率
1	44	0	0.50	0.03	0.02

$$\text{※現価率} = \{ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} / (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数})) \} \times (1 - \text{観察減価率})$$

②目的外土地 (物件1の敷地)

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
目的外 土地	18,000	0.81	520.61	(1-0.10)	6,831,000

〔総額につき千円未満の端数金額は四捨五入、以下同〕

ア、標準画地価格 (公示価格等からの規準等)

地価公示 八戸-25					
公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格	
	97.1	100	100		
19,800 円/㎡	×	×	×	≒ 18,000 円/㎡	
	100.0	101	106		

項 目	目的外土地	備 考
基準とする地価公示または県基準地	地価公示 八戸-25	
公示価格等	19,800 円/㎡	
価格(基準)時点	令和6年1月1日	
◇時点修正	97.1%	公示価格等の価格時点から本件の価格時点までの推定変動率である。
◇標準化補正	101%	+1% (方位:北西)
◇地域格差 街路条件	106% +6% (幅員等)	相乗積による。 格差率については、1%未満の数値を四捨五入。

イ、個別的格差率

項 目	目的外土地	備 考
街路条件	98% (幅員▲2%)	相乗積による。 格差率については、1%未満の数値を四捨五入。
交通接近条件	100%	
環境条件	100%	
行政的条件	100%	
画地条件	83% (セットバックを要する▲1%、 不整形▲6%、高低差▲5%、 地積▲7%、二方路+1%)	
個別的格差率	81%	

ウ、地積：登記数量

エ、建付減価： ▲10% (建物と敷地との適応の状態等を考慮した。)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権 等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ=エ
目的外 土地・ 物件1	6,831,000	1.00	0.10	使用借権	683,000

イ、土地利用権等の及ぶ範囲： 物件1の土地利用権等の及ぶ範囲は、目的外土地の全範囲とした。

ウ、土地利用権等割合： 物件 1 の土地利用権等を使用借権と判定し、土地利用権等割合を本件建付地価格の 10% と判断した。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	290,000	+683,000	(1-0.00)	(1-0.20)	(1-0.30)	545,000

ウ、占有減価修正： 特になし

エ、市場性修正： ▲20%

(敷土地利用権が対抗力の弱い使用借権であり、市場性が劣り、市場滞留期間等を考慮)

オ、競売市場修正： ▲30%

(「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。)

第6 採用した公示地等の概要

地価公示標準地 (八戸 - 25)

所 在 ・ 地 番：八戸市大字鮫町字繰久保 35 番 16

価 格：19,800円/㎡

位 置：JR八戸線「鮫」駅の北東方約700m先に位置

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：200㎡

供給処理施設：上水道、下水道

接 面 街 路：北西側幅員約7.5mの舗装市道に接面

用 途 指 定 等：市街化区域、第1種住居地域

(建蔽率60%, 容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅に店舗、工場等が混在する既成住宅地域

第7 附属資料の表示

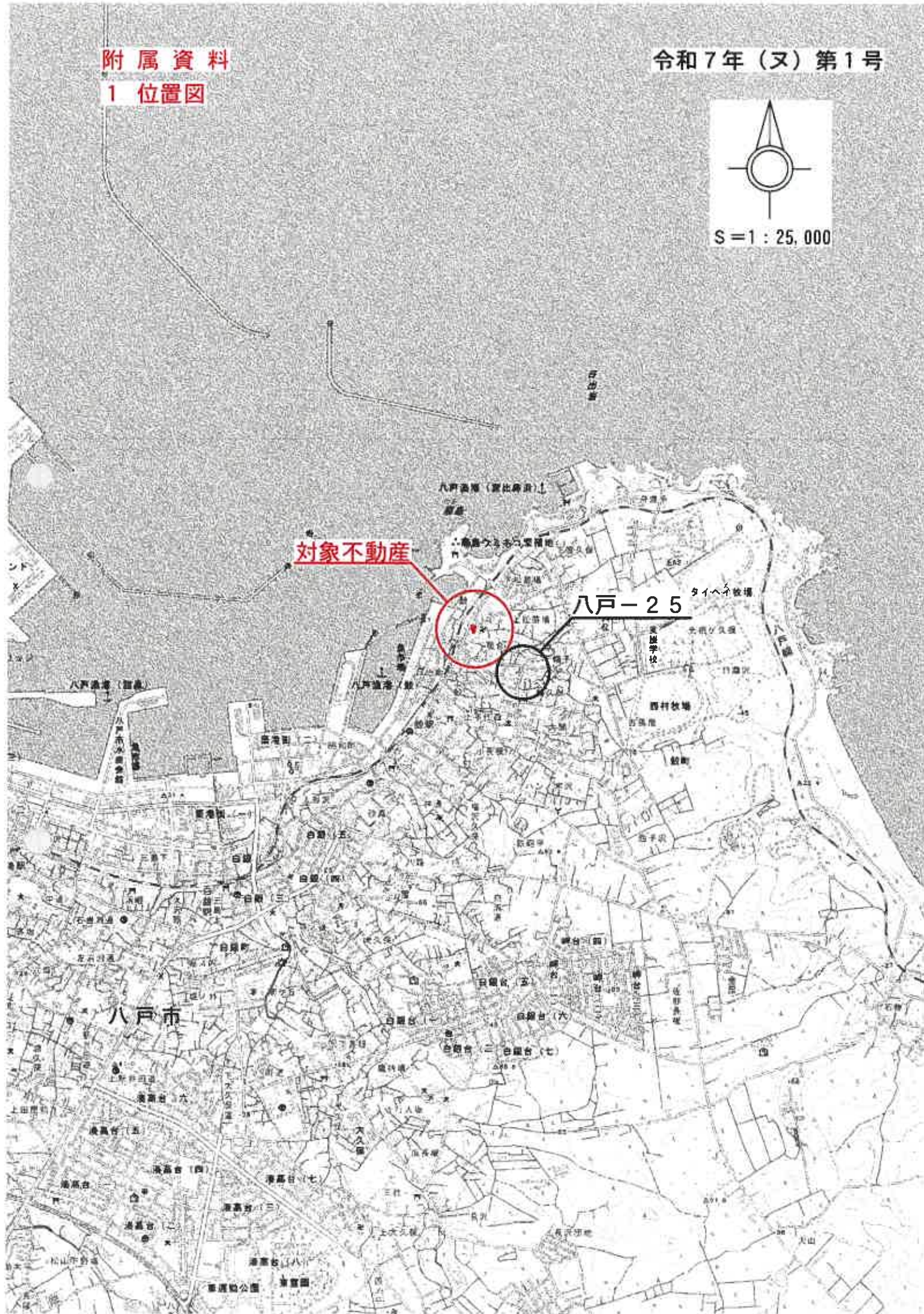
1 位置図(出所：国土地理院「25,000分の1地形図」) 1 葉

2 法第14条第1項地図写 1 葉

3 建 物 配 置 図 1 葉

4 建 物 間 取 図 1 葉

以 上



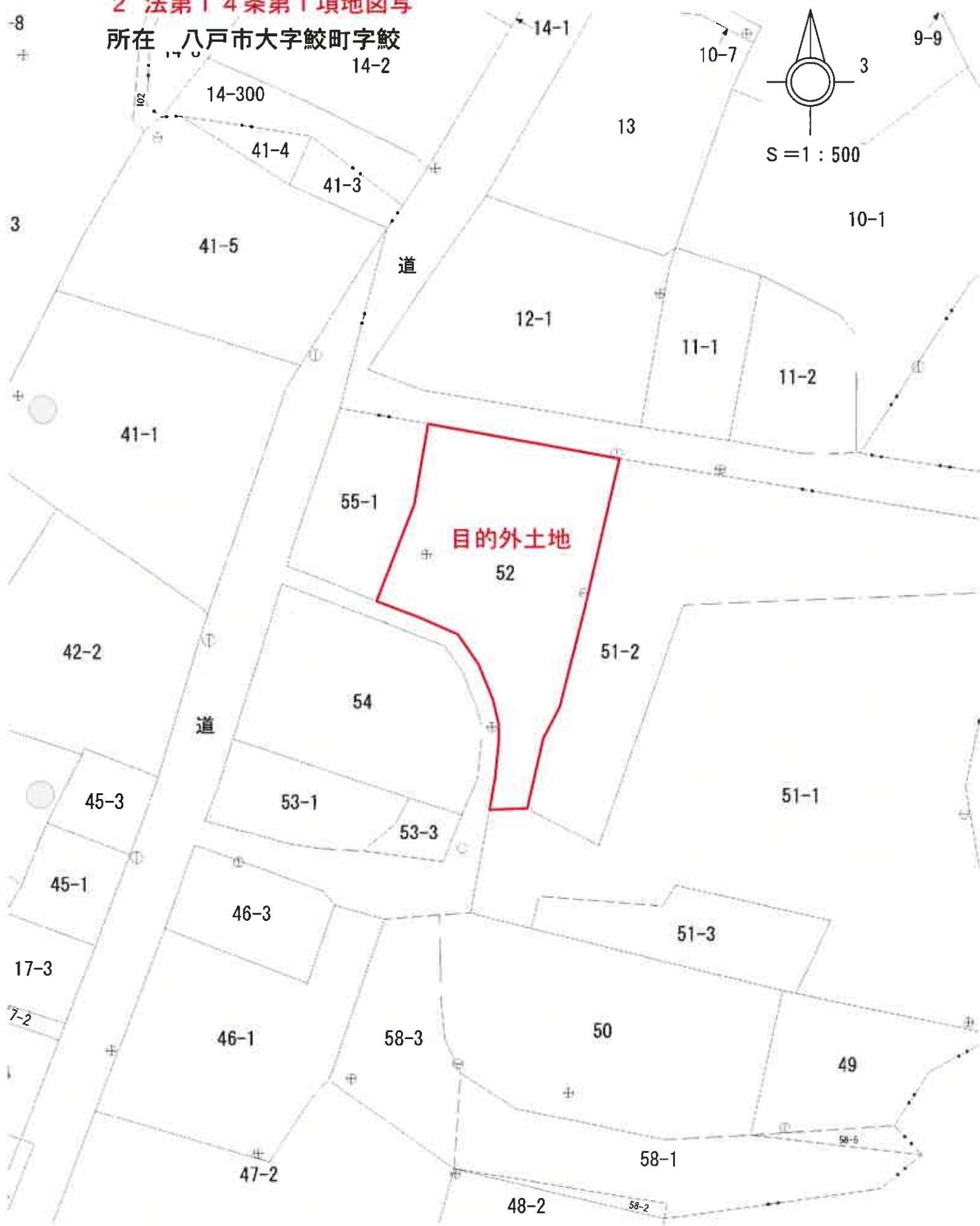
附 属 資 料

2 法第14条第1項地図写

所在 八戸市大字鮫町字鮫

14-2

令和7年(又)第1号

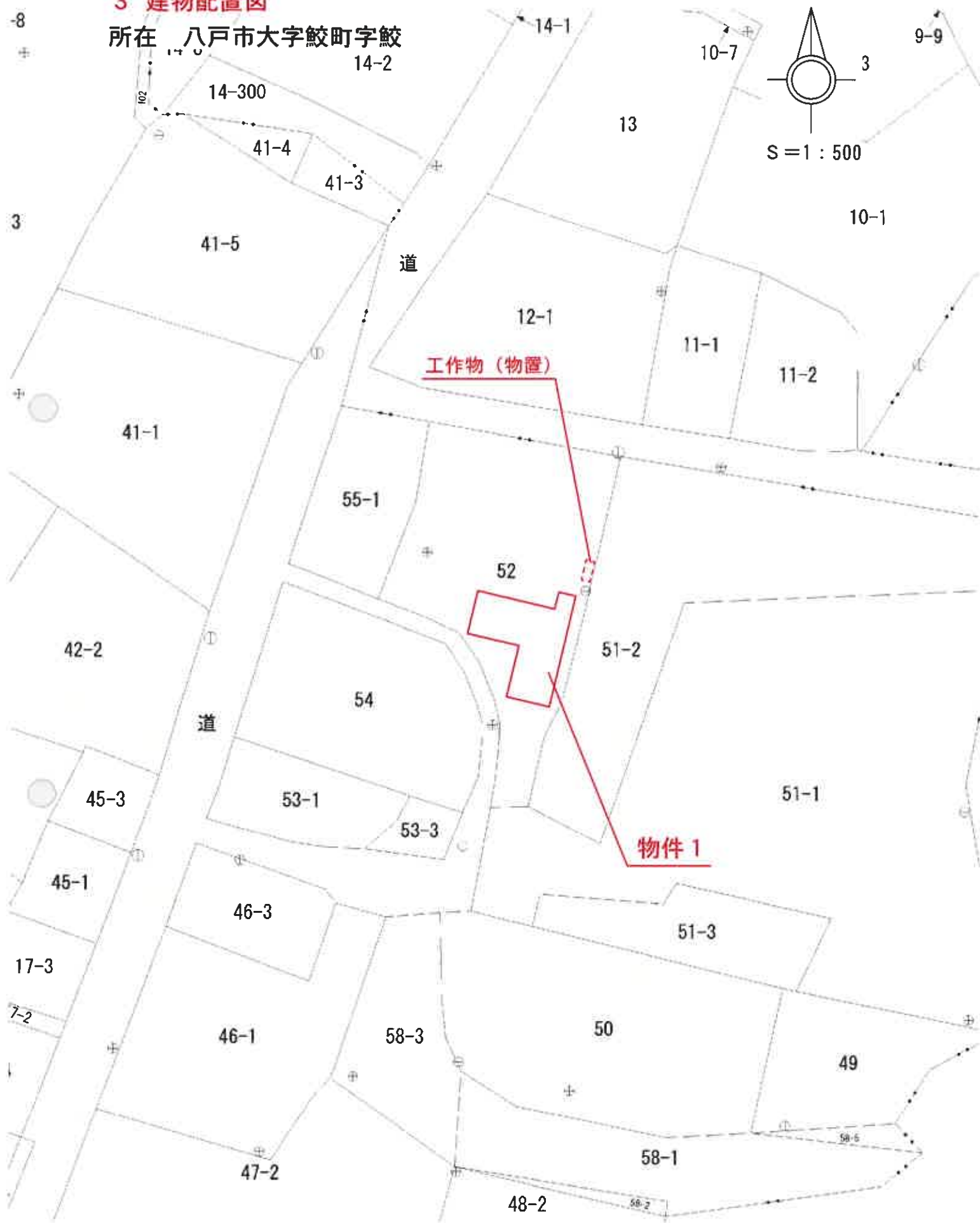


附 属 資 料

3 建物配置図

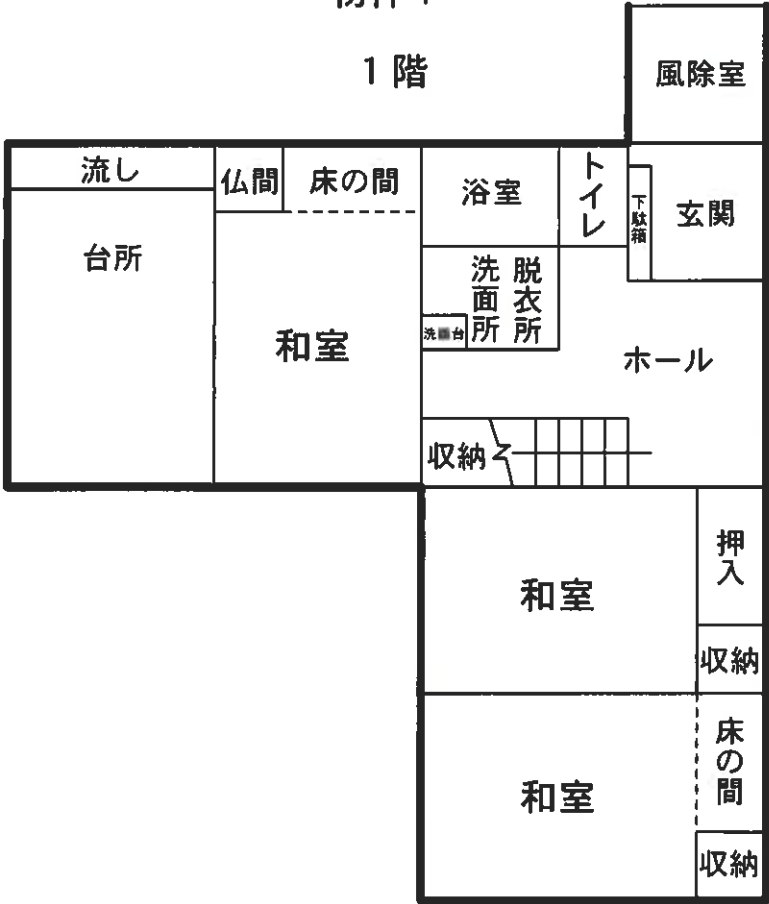
所在 八戸市大字鮫町字鮫

令和7年（又）第1号



物件 1

1 階



2 階

